

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会定款第9条及び第23条の規定に基づき、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務に従事する非常勤の役員及び役員以外の者（以下「役員等」という。）に対する費用弁償の額について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 本会の業務のための会議等に参加する本会の役員等に対する費用弁償の額は、下表のとおりとする。

区 分	費用弁償の額
副会長	日額 3,500円
評議員・理事・監事	日額 3,200円
各種委員会委員・支部長	日額 3,200円

2 前項の規定にかかわらず決算に伴う監査時の監事の費用弁償額は、日額8,000円とする。

(費用弁償の支給方法)

第3条 前条に定める費用弁償は、出席者に対しその都度支給する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。